

山梨県介護事業所 I C T 導入支援事業費補助金交付要綱

(通則)

第1条 山梨県介護事業所 I C T 導入支援事業費補助金（以下「補助金」という。）については、山梨県補助金等交付規則（昭和38年山梨県規則第25号。以下「規則」という。）に規定するもののほか、この要綱に定めるところによる。

(目的)

第2条 この補助金は、介護業務の事務効率化による職場環境の向上を図ることを目的とし、これに要する経費について予算の範囲内で補助する。

(補助対象事業者)

第3条 この補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象事業者」という。）は、別表第1欄に定める施設又は事業所（以下「介護事業所」という。）の設置者とする。

(補助対象事業)

第4条 この補助金は、補助対象事業者が行う「地域医療介護総合確保基金（介護従事者の確保に関する事業）における、「管理者等に対する雇用管理改善方策普及・促進事業」の実施の一部改正について」（令和3年3月30日付老高発0330第1号及び老認発0330第1号）別紙2「I C T 導入支援事業」に基づき実施される事業（以下「補助対象事業」という。）を交付の対象とする。ただし、経済産業省が実施している「I T 導入補助金」による補助を受ける介護事業所の場合には、当該補助を受ける部分、または、「山梨県介護ロボット導入費補助金」の対象となるものについては、本事業の補助対象としない。

(補助金の交付の対象となる経費)

第5条 この補助金の対象となる経費は、別表第3欄に掲げるとおりとする。

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる費用については補助の対象としない。

- (1) ソフトウェア開発の際の開発基盤のみの経費。
- (2) 介護事業所に置くパソコンやプリンターの導入経費。
- (3) 通信費。

(補助金の算定方法)

第6条 補助対象事業に係る補助金交付額は、1介護事業所あたり別表第2欄に定める交付基準額と第3欄に定める対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額と、事業を実施するための総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額に第4欄に定める補助率を乗じて得た額とする。ただし、算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

(補助金の交付申請)

第7条 この補助金の交付の申請は、補助金交付申請書（様式第1号）により、知事に提出しなければならない。

(補助金交付の条件)

第8条 規則第6条の規定による補助金の交付の条件は、次の各号のとおりとする。

- (1) 補助対象事業の内容を変更しようとする場合は、変更承認申請書（様式第3号）を知事に提出し、承認を受けなければならない。ただし、事業目的の達成に支障をきたさない細部の変更であって、補助金の増額を伴わないものはこの限りでない。
- (2) 補助対象事業者は、事業を中止し、又は廃止しようとする場合には、中止（廃止）承認申請書（様式第4号）を知事に提出し、承認を受けなければならない。
- (3) 補助対象事業者は、事業の遂行が困難になった場合には、速やかに知事に報告し、その指示を受けなければならない。
- (4) 補助対象事業者は、事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理するとともに、当該帳簿及び証拠書類を事業完了の翌年度から5年間保管しなければならない。

ただし、事業により取得し、又は効用の増加した財産がある場合は、前記の期間を経過後、当該財産の財産処分が完了する日、又は減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）で定めている耐用年数（以下「財産処分制限期間」という。）を経過する日のいずれか長い日まで保管しておかなければならない。

(事業計画書の提出等)

第9条 補助金の交付を受けようとする介護事業所は、第7条の規定による申請書の提出に先立ち、別に定める日までに、以下の書類を提出しなければならない。

- (1) ICT導入事業協議書（様式第2号）
- (2) ICT導入計画書（様式第2号別紙1）
- (3) ICT導入所要額調書（様式第2号別紙2）
- (3) 導入するICT機器等のカタログ等、機器の名称・機能がわかる書類
- (4) 見積書の写し
- (5) その他参考となる書類

(選定方法)

第10条 県は、前条のICT導入計画書の内容を審査のうえ、予算の範囲内で交付の内示を行う。

(実績報告書の提出)

第11条 補助対象事業者は、当該事業が完了した日若しくは廃止の承認を受けた日から起算して1か月を経過した日又は交付決定をした年度の翌年度の4月10日のいずれか早い期日までに、事業実績報告書（様式第5号）を知事に提出しなければならない。

(補助金の交付)

第12条 この補助金は、精算払とする。

(補助対象事業者の義務)

第13条 ICT導入年度の翌年度の5月末日までに、ICT導入によって得られた効果等について、厚生労働省が毎年度通知する方法等により、厚生労働省老健局認知症施策・地域介護推進課に報告しなければならない。また、他の介護事業所がICT導入による

職員の負担軽減効果等を確認するため、活用状況に関する視察等の依頼があった場合は特段の支障がない限り、これを受け入れなければならない。

(財産の処分の制限)

第14条 補助対象事業により取得し、又は効用の増加した価格が30万円以上の機械、器具及びその他財産については、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）で定める耐用年数を経過するまで、知事の承認を受けないで、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、取壊し、又は廃棄してはならない。

2 補助対象事業者は、前号の承認を受けようとする場合は、財産処分承認申請書（様式第6号）を知事に提出し、その承認を受けなければならない。

3 知事は、第1項の承認をしようとする場合において、原則として交付した補助金のうち取得財産等を補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、取壊し、又は廃棄した時から財産処分制限期間が経過するまでの期間に相当する分を返還させるものとする。また、知事の承認を受けて取得財産等を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を県に納付せざることがある。

(消費税及び地方消費税額に係る仕入控除税額の確定に伴う補助金の返還)

第15条 補助対象事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合（仕入控除額が0円の場合を含む。）は、仕入控除税額報告書（様式第7号）を速やかに、遅くとも補助対象事業完了日の属する年度の翌々年度6月30日までに知事に提出しなければならない。なお、補助対象事業者が全国的に事業を展開する組織の一支部（又は一支社、一支部等）であって、自ら消費税及び地方消費税の申告を行わず、本部（又は本社、本所等）で消費税及び地方消費税の申告を行っている場合は、本部の課税売上割合等の申告内容に基づき報告を行うこと。

また、知事に報告があった場合は、当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の全部又は一部を返還しなければならない。

(その他)

第16条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は別に定める。

附則

この要綱は、令和元年10月1日から施行する。

附則

この要綱は、令和2年6月23日から施行する。

附則

この要綱は、令和2年11月6日から施行し、令和2年6月23日から適用する。

附則

この要綱は、令和3年3月16日から施行し、令和2年6月23日から適用する。

附則

この要綱は、令和3年4月28日から施行し、令和3年4月1日から適用する。

別表

1 介護施設又は介護事業所	2 交付基準額	3 対象経費	4 補助率
介護老人福祉施設			
介護老人保健施設			
介護療養型医療施設			
介護医療院			
特定施設入居者生活介護			
認知症対応型共同生活介護			
地域密着型特定施設入居者生活介護			
地域密着型介護老人福祉施設入居者生活介護			
訪問介護	1介護事業所あたり	ICT導入支援事業に必要なタブレット端末・スマートフォン等ハードウェア、ソフトウェア、LIFE対応のための改修経費、ネットワーク機器の購入・設置、クラウドサービス、保守・サポート費、導入設定、導入研修、セキュリティ対策等に係る経費。	
訪問入浴介護		バックオフィス業務(業務効率化に資する勤怠管理、シフト作成表、人事、給与、ホームページ作成などの業務)が単体となっていけるソフトの導入に係る経費。運用に必要なWi-FiルーターなどWi-Fi環境を整備するために必要な機器の購入・設置のための費用。	(ア)以下いずれかの要件を満たす介護事業所 4分の3
訪問看護	職員 1人～10人 2,000千円 職員11人～20人 3,200千円 職員21人～30人 4,000千円 職員31人～ 5,200千円	ただし、導入年度中に係る経費のみを対象とする。 なお、リース契約等により導入する場合は、導入した年度分に限りその年度中に係る経費のみを対象とする。	・LIFEにデータを提供している又は提供を予定していること ・事業所内・事業所間で居宅サービス計画書等のデータ連携を行っている又は行うことを予定していること
訪問リハビリテーション			
通所介護			
通所リハビリテーション			
短期入所生活介護			
短期入所療養介護			
定期巡回・随時対応型訪問介護看護			
夜間対応型訪問介護			
地域密着型通所介護			
認知症対応型通所介護			
小規模多機能型居宅介護			
看護小規模多機能型居宅介護			(イ)上記以外の事業所 2分の1